

秋田県建築行政マネジメント計画

平成27年10月策定

秋田県建築確認円滑化対策連絡協議会

目次

I. 秋田県建築行政マネジメント計画の位置づけ

| | |
|------------------|---|
| 1. マネジメント計画策定の趣旨 | 2 |
| 2. マネジメント計画策定 | 2 |
| 3. 基本的事項 | 2 |

II. マネジメント計画の内容

| | |
|--------------------------------|---|
| 1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 | 3 |
| 2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 | 4 |
| 3. 違反建築物等への対策 | 5 |
| 4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 | 6 |
| 5. 事故・災害時の対応 | 7 |
| 6. 消費者への対応 | 7 |
| 7. 執行業務体制の整備 | 8 |

※ 本文中、各実施機関別の取組みは、各文末に（ ）囲みで機関名を示しました。

| | |
|------------------------------|----|
| 《参考 1》秋田県建築確認円滑化対策連絡協議会 構成団体 | 10 |
| 《参考 2》円滑な建築確認手続き等に係る推進計画 | 11 |

秋田県建築行政マネジメント計画

I. 秋田県建築行政マネジメント計画の位置づけ

1. マネジメント計画策定の趣旨

本県では、平成10年の建築基準法改正以降「建築物安全安心実施計画」を策定し、関係機関・関係団体などと連携を図り、検査率の大幅な向上など建築基準法の実効性確保に取り組んできました。

一方、平成19年6月の改正建築基準法の施行に伴い確認手続きに混乱が生じたことを踏まえ、県内各特定行政庁（県及び建築主事を置く市）、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築関係団体は、「建築確認円滑化対策連絡協議会」を組織し、確認手続きの円滑化に取り組んでまいりました。

その後、平成22年6月からの建築確認手続き等の運用改善を受けて、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築行政の対応を進めるため、平成23年4月に「秋田県建築行政マネジメント計画」（以下、「マネジメント計画」という。）を策定し、建築物の安全・安心の確保に努めてきました。

この間、建築行政の分野においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律や建築基準法、建築士法が改正されるなど、社会情勢の変化に対応できるよう、制度の見直しが行なわれています。

このような状況の変化を踏まえ、引き続き円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するため、マネジメント計画を改訂し、効果的な建築行政を推進しようとするものです。

2. マネジメント計画策定

- (1) この計画は、「秋田県建築確認円滑化対策連絡協議会」が、特定行政庁に代わって策定します。
- (2) この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

3. 基本的事項

- (1) この計画は、建築基準法、建築士法、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された、建築物の安全安心に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とします。
- (2) この計画をホームページ等で公表するとともに、原則として各年度末にとりまとめを行い、検証し、当該目標達成状況を公表します。
- (3) この計画内容は、計画の期間中であっても、目標達成状況や建築物の安全安心の向上に資すると認められる提案等に応じて、適宜、具体の取り組むべき施策の見直しを行い、継続的な改善に努めるものとします。

Ⅱ. マネジメント計画の内容

この計画では、現状の課題や地域の特性等を考慮し、以下の内容を踏まえて、具体的な目標・目標値の設定、取り組むべき施策、関係者の役割分担等を取りまとめます。

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進します。

特に、建築確認審査の迅速化については、特定行政庁・指定確認検査機関ごとに、確認書類の提出から確認済証交付までの所要期間の短縮を目指します。

【目標】

- 「Ⅲ. 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画」に基づく、的確な審査の実施
- 構造計算適合性判定を要する物件に係る確認書類の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値^(※)について、35日以内を目指します。

(※)「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値を言います。

【施策】

- 推進計画書に基づく建築確認業務の円滑な実施、構造計算適合性判定業務の的確な実施を推進する。(県、特定行政庁、確認検査機関、適合性判定機関)
- 建築行政共用データベースシステムを活用した設計者の適格性の確認(県、特定行政庁、確認検査機関)
- 円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗管理(県、特定行政庁、確認検査機関)
- 日本建築行政会議を通じた運用の円滑化等(県、特定行政庁、確認検査機関)

(2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全性確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することは重要です。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図ります。

【目標】

- 完了検査率の更なる向上(県、特定行政庁、確認検査機関)
- ※平成26年度、県内全ての審査機関平均で90.0%。

【施策】

- 確認時における完了検査手続きの啓発(県、特定行政庁、確認検査機関)
- 未受検建築物に対する督促等の実施(県、特定行政庁)
- 検査時の工事監理者の立ち会い要請(県、特定行政庁、確認検査機関)

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築施工時における適法性の確保の観点から、工事監理者が適正に選定され、当該工事監理者による工事監理が適確に行われることが重要です。工事監理業務の適正化とその徹底を図るための取組みを行います。

【目標】

- 工事監理者選任の徹底

【施策】

- 建築確認申請時の工事監理者欄の記載の徹底（県、特定行政庁、確認検査機関）
- 工事監理者が未定のままで確認した物件に対する注意喚起の実施（県、特定行政庁、確認検査機関）
- 完了検査申請時の工事監理状況報告内容の確認の徹底（県、特定行政庁、確認検査機関）

(4) 仮使用認定制度の適確な運用

平成26年の建築基準法改正において拡充された仮使用認定制度が適確に運用されるよう、仮使用される建築物の安全確保の徹底に取り組みます。

【目標】

- 仮使用認定制度の円滑な実施
- 工事中の建築物の安全確保の徹底

【施策】

- 仮使用認定制度の周知（県、特定行政庁）
- 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知（県、特定行政庁、確認検査機関）

2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

確認検査制度において、指定確認検査機関が担う役割は増大しており、制度の適正を確保して円滑に運用するためには、応分の責任の負担が求められます。同様に、指定構造計算適合性判定機関においては、平成26年の建築基準法の改正により独立した処分となったことから、これまで以上に更なる適確性が求められます。

このため、適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保する観点から、それぞれの機関に対する指導・監督を徹底します。

【目標】

- 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の適確な業務の執行の確保

【施策】

- 各機関との意思疎通の徹底による、解釈の相違や運用実態の乖離の未然防止（県、特定行政庁）
- 立入調査の実施（県、特定行政庁）
- 機動的な見直しによる処分基準の適性確保（県）

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全安心を確保するためには、建築士・建築士事務所の役割が重要であることから、適確な指導・監督を実施します。

【目標】

- 建築士・建築士事務所の適確な業務の執行の確保

【施策】

- 機動的な見直しによる処分基準の適性確保（県）
- 建築士事務所に対する随時立入調査の実施（県）
- 確認申請窓口における注意喚起等による建築士定期講習の徹底（県、特定行政庁）
- 建築士事務所の業務報告書提出の徹底（県）
- 秋田県建築士会及び秋田県建築士事務所協会との連携による相互の情報共有の推進（県）
- 建築士及び建築士事務所の処分情報の公表（県）

3. 違反建築物等への対策**(1) 違反建築物対策**

近年、県内では違反建築物における死傷事故や災害は発生していませんが、全国的には、診療所、認知症高齢者グループホーム、老人ホーム、ホテルなどにおいて死傷者を伴う火災が発生し、建築基準法に違反していたことが被害の拡大につながったとの指摘があります。

県民の生命、健康及び財産の保護の観点から、警察、消防等の関係機関と連携し、違反建築物対策を推進します。

【目標】

- 違反建築物の未然防止と早期是正の徹底

【施策】

- 違反建築物防止週間のほか、随時、必要に応じて違反建築物パトロールを実施（県、特定行政庁）
- 違反建築物に係る情報提供への即時対応（現地調査、関係者への聴取等）（県、特定行政庁）
- 実効性のある是正指導の徹底（是正計画内容の整理）（県、特定行政庁）
- 関係法令所管部署との連携及び情報共有（県、特定行政庁）

(2) 違法設置昇降機への安全対策

県内では把握されていませんが、過去に多くの建築確認等の必要な手続きが行われていないエレベーター等の違法設置昇降機による事故が発生していることに鑑み、違法設置昇降機に係る情報を把握した場合は所要の是正措置を講じさせる等指導を徹底する。

【目標】

- 違法に設置された昇降機に対する指導の徹底

【施策】

- 違法設置エレベーターに関する情報提供受付窓口の設置（県、特定行政庁）
- 労働基準監督署との連携及び情報共有、違反を把握した場合の是正措置の徹底（県、

4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

建築物や建築設備を常に適法な状態にあるように管理することは建物所有者（管理者）の責務です。定期報告制度の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を把握するうえでも、定期調査・定期検査が果たす役割は重要になっており、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用します。また、昇降機や遊戯施設についても同様に安全性を確保を促進します。

【目標】

- 特殊建築物、建築設備の定期報告率の向上
- 防火設備検査の徹底

【施策】

- 特殊建築物、建築設備、防火設備及び昇降機等の定期報告制度の周知徹底（県、特定行政庁）
- 定期報告台帳に基づく未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底（県、特定行政庁）
- 報告状況を踏まえた是正指導の徹底（県、特定行政庁）
- 秋田県特殊建築物調査・検査協会及び一般社団法人東北ブロック昇降機検査協議会との意見交換を踏まえた制度の適確な運用（県）

(2) 建築物の耐震診断・改修の促進

秋田県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。

【目標】

- 住宅・建築物の耐震化率の向上

【施策】

- 市町村耐震改修促進計画の策定を前提とする、耐震診断・耐震改修費用の助成制度の普及啓発（県）
- 秋田県耐震改修促進計画に基づく、耐震化率の把握と公表（県）
- 公共建築物の耐震化状況の公表（県）

(3) 建築物に係るアスベスト対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、関係部局との連携により建築物所有者によるアスベスト改修を促進します。

【目標】

- アスベスト対策の推進

【施策】

- 関係部局との連携によるアスベスト対策状況及び公共建築物のアスベスト除去状況の

- 公表（県）
- アスベストを有する建築物に係るデータベースの整備拡充（県）
- アスベスト有する建築物の所有者への対策の指導（県）

5. 事故・災害時の対応

(1) 事故対応

建築物等に係る事故・災害は、時と場所を選ばず発生することに鑑み、事故等発生時における関係機関との連携による迅速かつ適確な対応等を実施します。

【目標】

- 事故発生時の現地調査、対策の実施に係る体制の構築

【施策】

- 消防、警察等の関係機関と連携した事故発生時の迅速な対応の実施（県）
- 必要に応じた、事故に係る建築行政としての調査の実施、原因究明、再発防止策の検討及び国土交通省への情報提供（県）
- 同様の事故を未然に防止する観点からの緊急点検等の実施（特定行政庁）

(2) 災害対応

地震発生時の迅速かつ適確な対応を可能とする体制整備を図ります。

【目標】

- 被災建築物応急危険度判定士の登録促進
- 応急危険度判定コーディネーターの育成

【施策】

- 秋田県被災建築物応急危険度判定要綱に基づく体制整備の推進（県）
- 被災建築物応急危険度判定士の確保及び養成のための講習の実施（県）
- 被災建築物応急危険度判定実施本部におけるコーディネート体制の整備に向けた講習の実施（県）
- 広域的な応急危険度判定士派遣体制の維持継続（県）

6. 消費者への対応

消費者問題への意識の高まりにより、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、建築行政においても消費者部局との連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行います。

【目標】

- 消費者部局との連携

【施策】

- ホームページを活用した情報提供の推進（県・特定行政庁）
- 消費者部局及び秋田県生活センターとの連携（県）
- 確認審査窓口による相談業務の実施（県・特定行政庁）

- 建築士事務所協会や宅地建物取引業関係団体による苦情解決業務、法テラス相談窓口等、事案の性質に応じた窓口の紹介（県、特定行政庁、建築関係団体）

7. 執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

上記、1. から6. に掲げた具体的施策を遂行するためには、職員定数や業務量の見直し、特に建築主事や確認検査員の将来の配置状況を踏まえた効果的な業務執行体制の構築を図ることが必要です。

【目標】

- 審査担当者の審査技術の向上
- 建築行政に必要な執行体制の構築

【施策】（推進計画の内容を再掲）

- 審査担当者の審査技術向上のため、各審査機関の建築主事等が中心となり、随時、審査担当者との審査方法に関する情報交換・意見交換を図ります。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行い、審査担当者の審査技術の向上のため、OJT（日常の業務を通じた能力向上研修）の充実を図るほか、国土交通大学校研修等各種研修会の活用も検討します。（県・特定行政庁）
- 再任用制度の活用により、OB職員が有する業務経験を、審査職員の技術力向上等につなげられるような仕組みを検討します。（県）
- 職員の総合的な審査能力向上の観点から、建築指導分野はもとより、住宅、営繕、まちづくりなど、様々な業務分野のスキルアップを推進します。（県）
- 業務の複雑・高度化に継続して対応していくため、新たな職員の採用等、体制の維持拡充に努めます。（指定確認検査機関）

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制

建築物等の安全安心確保に向けて、建築確認円滑化対策連絡協議会の各構成機関の連携を密に図ると共に、目的や手段に応じて、次の各機関・団体とも連携を図ります。

- 警察、消防、福祉等の関係行政機関
- 建設業、宅地建物取引業関係団体
- 日本建築行政会議
- その他の団体（技術者団体、市民団体、NPOなど）

(3) データベースの整備・活用

適確な建築行政の推進のためには、確認検査を始めとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要です。

既存のデータベースシステムを活用することにより、実態把握とその分析を行い、抽出された課題の解決に向けた施策の検討を行います。

【目標】

- 建築確認・検査、建築士等に係るデータベースの整備

【施策】

- 建築確認・検査、定期報告情報の継続的なデータベース化（県、特定行政庁）
- データベースによる蓄積情報を活用した課題分析と施策の検討（県）
- 建築士・建築士事務所データベースの活用（県）
- 法令等の解釈や取り扱いに係る情報の共有（県、特定行政庁、確認検査機関）

◎ 秋田県建築確認円滑化対策連絡協議会 構成団体

◆ 県

秋田県

◆ 特定行政庁

秋田市

横手市

大館市（限定）

大仙市（限定）

◆ 指定確認検査機関

株式会社 秋田建築確認検査機関

公益財団法人 秋田市総合振興公社

株式会社 北日本建築検査機構

一般財団法人 秋田県建築住宅センター

◆ 指定構造計算適合性判定機関

一般財団法人 秋田県建築住宅センター

◆ 建築関係団体

一般社団法人 秋田県建築士会

一般社団法人 秋田県建築士事務所協会

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

平成 27 年 10 月

秋田県建築確認円滑化対策連絡協議会

特定行政庁 秋田県、秋田市、横手市、
大館市（限定特定行政庁）、大仙市（限定特定行政庁）

秋田県知事指定確認検査機関 公益財団法人 秋田市総合振興公社
株式会社 秋田建築確認審査機関
株式会社 北日本建築検査機構
一般財団法人 秋田県建築住宅センター

秋田県知事指定構造計算適合性判定機関（県内）
一般財団法人 秋田県建築住宅センター

1. 推進計画書の趣旨

本県では、これまでに建築基準法の実効性の確保、完成検査率の向上等実現のため「建築物安全安心実施計画」の策定や確認手続きの円滑化に取り組むための「建築確認円滑化対策連絡協議会」を組織するなどの対応を図ってまいりました。

一方、平成23年4月には、建築物安全安心実施計画に替わる新たな行動計画として、「建築行政マネジメント計画」を策定し、建築物の安全性の確保に取り組んでまいりました。

この間、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成17年法律第123号）の一部改正や建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正、建築士法（昭和25年法律第202号）の一部改正など、社会情勢の変化に対応できるよう制度の見直しが行われてきたところです。

こうした昨今の建築行政を取り巻く環境を踏まえ、平成27年2月「建築行政マネジメント計画策定指針」が改訂されたことから、引き続き円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取組みのための「建築行政マネジメント計画」を策定します。

この推進計画書はその一部とするため、協議会を構成する各審査機関の総意として、確認審査の迅速化及び審査過程のマネジメントについての取組方針をとりまとめたものです。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

ア 平成26年度の県内確認審査機関における確認審査日数

単位：日

| | 1～3号建築物 ()内は、実審査日数 | | 4号建築物 |
|---------------------|------------------------|-------------|------------|
| | 不適判物件※1 | 適判物件 | |
| 県（地域振興局） | 28.1 | 59.0 | 7.4 |
| 秋田市 | 33.6 | 51.5 | 10.5 |
| 横手市 | 19.2 | 78.0(46.0) | 11.4 |
| 大館市 }※2 | | | 5.9 |
| 大仙市 } | | | 6.5 |
| 秋田市総合振興公社 | 7.6 | 54.0 | 4.0 |
| 秋田建築確認審査機関 | 12.0 | 32.6 | 5.0 |
| 北日本建築検査機構 | 19.7 | 31.1 | 7.0 |
| 秋田県建築住宅センター | — | | 2.8 |
| 各審査機関の平均審査日数 | 20.1 | 55.0 | 6.7 |

1号建築物：病院、学校、共同住宅など、特定又は不特定の多数の利用に供する等の建築物

2号建築物：木造建築物で階数3以上、又は延べ面積が500㎡、高さ13m若しくは軒高9m超

3号建築物：木造以外の建築物で階数2以上、又は延べ面積が200㎡超

4号建築物：1～3号建築物以外の建築物

※1 不適判物件は、構造計算適合性判定を必要としない建築物。

※2 大館市及び大仙市は1～3号建築物の審査を行わない（限定特定行政庁）機関。

※3 秋田県建築住宅センターは1・2号の審査は行わない。3号は、型式住宅のみ。

業務開始が平成26年9月のため、平成26年9月～平成27年3月の平均処理日数を掲載。

イ 秋田県建築住宅センターが行った構造計算適合性判定の平均判定日数

平成26年度の県内指定構造計算適合性判定機関における平均判定日数

単位：日

| 審査対象建築物 | 総判定件数(a)※1 うち中断日数60日以上※2(b) | (a)に対する平均日数 | | (a)－(b)に対する平均日数 | |
|---------|--------------------------------|-------------|-----------|-----------------|---------|
| | | 平均総判定日数※3 | 平均実判定日数※4 | 平均総判定日数 | 平均実判定日数 |
| 15件 | 0件 | 26.7日 | 8.5日 | 26.7日 | 8.5日 |

※1 当該期間中に判定結果通知書を交付した総件数（取り下げ件数は含まない）。

※2 判定できない旨の通知を行った日の翌日から追加説明書の提出があった日までの日数。

※3 構造計算適合性判定の求めがあった日から判定結果通知書を交付した日までの日数。

※4 総判定日数から中断日数を除いた日数。

ウ 所要期間の把握・分析

- ・ 各審査機関の平均審査日数においては、建築基準法第6条第1項1号から3号に該当する建築物の確認（法定期限35日以内、構造計算適合性判定を要する場合は70日以内）期限内に収まっていますが、4号建築物の確認（法定期限7日以内）については、一部機関で法定期限を越えています。これは、中断通知を发出せずFAX等による対応を行っており、是正に要する期間も含まれていることから期限を越えるものとなっていますが、是正等がない、又は軽微なものは期限内に収まっています。
- ・ 各機関の平均審査日数のばらつきは、主に取り扱っている建築物や、審査方法の違いによるところが大きいと考えられます。

例 ・ 消防同意を要しない住宅の申請が多い場合は比較的短い

・ 消防同意を要する小規模建築物（自動車車庫、店舗等）が多い場合はその分長い

・ 建物用途の特殊性や規模によって審査項目が大きく異なる

・ 図書の補正等の求めを、処理期限内で行っている場合 など

(2) 審査に長期間を要している物件の把握・分析

(1)のウにまとめたとおり、確認申請の審査は、県全域において概ね適切に処理されているものと認められますが、平成26年度において構造計算適合性判定を要する場合の審査に長期間を要した物件（総審査日数が90日を超えるもの）が2件ありました（県）。

これは、補正や追加説明の対応が数次に渡った結果、法定の期限を超えて時間を要したものであり、その後、処理が完結したことを確認しております。

(3) 確認審査の流れ

- ・ 県（地域振興局）では、都市計画の制限やがけ地近接の状況などを効率的に把握する等の観点から、確認申請の受付窓口を地域の状況に精通した市町村に依頼しており、調査書が添えられて審査機関に経由されます。市でも、合併後の支所等に同様の機能を求めている場合があります。
- ・ 確認検査機関では、設計者が経由調査書と同様の内容をチェックしたシートを作成し、これを添付して申請されます。
- ・ 構造計算適合性判定（以下、「構造適判」といいます）は、各審査機関が受理し、消防同意を得てから判定機関に依頼しております。
- ・ 消防同意は、審査機関から求めるものとしておりますが、県の場合は経由機関、審査機関及び消防同意機関の位置や体制などを考慮して、迅速かつ効率的な流れになるよう、地域の実情に応じて取り扱っております。

(4) 確認審査の体制

協議会を構成する各審査機関においては、複数の職員により審査するものとしており、人的ミスの回避と審査・指摘のバラツキを無くすよう努めております。

(5) 事前相談

各機関とも、事前相談には努めて応じることとしておりますが、限られたマンパワーが有効かつ効果的に活用される観点から、事前相談と本申請のあり方（事前相談がA機関で、申請がB機関に出される場合など）が議論されています。

(6) ヒアリング

確認審査に限定した定期的なヒアリングは行っておりませんが、建築関係団体の総会後の懇談や、意見交換会の場を通じて、実情の把握に努めております。

(7) 審査担当者会議

協議会を構成するすべての審査機関により、秋田県建築行政連絡会議を年3回定期的に行っているほか、テーマに応じた分科会を不定期に開催し、審査担当者の意見交換と、建築行政に求められる問題意識の共有に努めております。

(8) 長期間かかっているものの理由と対応

(2)で把握済みの物件は、申請建築物の特殊性（棟数、延べ面積、構造計画など）に起因して、指摘に伴う審査の中断（設計者による補正作業の期間）と、その後の補正内容の審査に多くの時間を費やした結果であり、例外的なケースと考えられます。

なお、いずれの物件も、その後、法の規定に基づき適切に処理されたことを確認しました。

(9) 確認審査に要する期間を短くするために工夫

確認審査と消防同意及び構造適判は、従来から、実務レベルの可能な範囲で並行審査に努めております。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

本県の現状においては、各審査機関共に、法定の処理期限を意識した審査の迅速化に取り組んでいることを確認しておりますが、この計画の趣旨に示したとおり、円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、「更なる迅速かつ適確な建築確認審査の実施」を目標とします。

特に構造適判を要する物件については、平成26年の建築基準法の改正により構造適判が別申請になったことを踏まえ、指定構造計算適合性判定機関との連携を図りながら、確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね35日以内を目指すことを共通の目標とします。

※ 「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値を言います。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化を図るため、つぎのとおり取組方針を定めます。なお、機関固有の取組みは、文末に（ ）囲みで機関名を示します。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法

各審査機関は、確認申請図書 of 受付の時点で、①記載すべき事項が欠落していないか、②図書の整合性がとれているか、③法適合上、大きな問題がないか等を、チェックシート等により確認します。

(2) 審査方法

- ・ 設計者等の事前協議には、適確な審査と審査期間の短縮を図る観点から、法改正や運用基準等に関する情報提供も含めて積極的に関与します。また、現地調査や関係官庁へ

の協議等を綿密に行うよう要請し、円滑に着工できるよう誘導します。(指定確認検査機関)

- ・ 申請の受付後は、意匠、構造等の審査を並行して実施するなど、総合的な見地に立って審査するものとし、指摘事項については、担当者によるバラツキが生じないよう、定期的に内部で情報共有します。
- ・ 申請者等に対する補正等の指示は、段階的にならないよう、審査員が合議のうえで行うものとし、ただし、誤記や形式的な不備等、明らかに設計者の錯誤による場合は、処理の迅速化の観点に立って対応するものとし、
- ・ 補正等の書面交付の際は、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」に則して運用するものとし、審査の期限を意識するあまり、処理中断の書面を安易に交付することのないよう、適切かつ効果的に運用します。

(3) 審査体制

- ・ 円滑な確認審査を実施するため、確認の審査には複数名の職員が関わるものとし、審査事項にバラツキが生じないよう運用し、引き続き適切な審査体制の維持に努めます。
- ・ トラブルの未然防止の観点から、現地調査票の記載事項の確認を適切に行い不明確な点については、必ず行政機関に照会する等、特定行政庁との連携を図ります。(指定確認検査機関)

(4) 構造判定や消防同意手続きとの並行審査

- ・ 別申請の構造適判と積極的に並行審査を行うこととし、意匠図と構造図の整合性等を確認し、不整合等を覚知した場合は、速やかに判定機関に通知するものとし、
- ・ 消防同意についても、積極的に並行審査を行うこととし、地域における消防同意審査体制を踏まえた、十分な調整や情報交換を行います。
- ・ その他、並行審査にあたっての留意事項を洗い出すとともに、建築主事側の事前チェックの精度を高め、申請者側の作業を縮減する観点から、関係機関等との意見交換を行い、その情報を建築関係団体を通じて開示することにより、実務に反映されるよう努めます。

(5) その他確認審査手続きの迅速化のための取組の実施

- ・ 都市計画の制限やがけ地近接の状況などの把握を市町村に委任しておりますが、経由事務の更なる円滑化と調査内容の精度を高める観点から、経由調査書の記載内容について改善の余地を検証し、必要に応じて様式の改正等を行います。(県)
- ・ 基本的な情報(都市計画、道路、下水道など)について、担当課に問い合わせることなく審査できるよう逐次最新の情報収集に努め、審査の迅速化を図ります。(横手市)

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

適確かつ迅速な確認審査を実施するため、審査過程のマネジメントについて、次のとおり取組方針を定めます。

(1) 物件毎の進捗管理

- ・ 「建築確認事務処理システム」を活用し、定時的に審査状況一覧を出力して確認審査の適切な進行管理と処理状況の共有を徹底します。(県、大館市、横手市、大仙市)
- ・ 審査担当者の業務量を的確に把握し、担当副参事が適切に業務を割り振るとともに、審査状況一覧により確認審査の適切な進行管理と処理状況の把握に努めます。審査に時

間を要する物件は、あらかじめその対応策を検討し対処します。(秋田市)

- ・ 処理途上書類の管理方法を統一し、担当職員の不在時や引継ぎを受ける職員も対応可能な環境を維持します。

(2) 審査状況の情報開示

- ・ 住宅着工などの統計情報に加え、確認審査の処理状況（月次単位の処理件数、平均処理日数など）や、審査を通じて得られた申請上の留意事項などをホームページに公表するほか、各窓口にも備え付け、処理状況の開示に努めます。(県)
- ・ 住宅着工などの統計情報に加え、Q & Aをホームページに公表しており、今後さらに確認審査を通じて得られた申請上の留意事項などを加えるなど内容を充実させるものとします。(秋田市)

(3) 審査に伴う苦情、審査の指摘内容のバラツキ等の把握

審査に伴う意見・苦情は各審査機関において情報を共有のうえ、組織的に対応するものとし、必要に応じて、秋田県建築行政連絡会議に諮り、課題と対応方法を共有します。

(4) 審査員への指導等の取組方針

- ・ 審査担当者の審査技術向上のため、各審査機関の建築主事等が中心となり、随時、審査担当者との審査方法に関する情報交換・意見交換を図ります。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行い、審査担当者の審査技術の向上のため、O J T（日常の業務を通じた能力向上研修）の充実を図るほか、国土交通大学校研修等各種研修会の活用も検討します。
- ・ 再任用制度の活用により、O B職員が有する業務経験を、審査職員の技術力向上等につなげられるような仕組みを検討します。(県)
- ・ 職員の総合的な審査能力向上の観点から、建築指導分野はもとより、住宅、営繕、まちづくりなど、様々な業務分野のスキルアップを推進します。(県)
- ・ 業務の複雑・高度化に継続して対応していくため、新たな職員の採用等、体制の維持拡充に努めます。(指定確認検査機関)

(5) その他審査バラツキ是正のための取組

- ・ 日本建築行政会議や秋田県建築行政連絡協議会の議論検討に積極的に参画し、確認審査に関する運用の明確化に努めます。
- ・ 事前相談を受けた内容をまとめた「法取扱いの相談票」をデータベース化し同種の質問、相談に対して迅速かつ的確に対応できる環境を整えます。(秋田市)

6. その他

(1) 推進計画書の公表方法

この推進計画書は、各審査機関のホームページにて公表するほか、各窓口にも備え付け、取組方針として開示します。

(2) 推進計画書を用いた設計者等との意見交換の実施

策定後は、できる限り早い段階で、協議会を構成する建築関係団体（建築士会、建築士事務所協会）に説明の機会を設けると共に、マネジメント計画本体の策定に関しても意見を求め、計画への反映に努めるものとします。

留意事項

迅速化のために取り組む並行審査の積極的活用は、申請図書の本質性の確保や指示指摘事項等に対する説明責任の明確化と両立されることが前提であり、各関係機関（者）の職責に重大なリスクを招くことの無いよう、申請建築物の安全安心を基軸とする十分な検証を重ね、この取組を推進するものとします。